

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

○ 岡山県庁文書規程の一部改正  
【訓 令】

総務学事課

○ 岡山県公印管守規程の一部改正  
【合同訓令】

○ 岡山県公印管守規程の一部改正  
（以上県例規集登載）

〃

○ 県営土地改良事業計画の縦覧  
【公 告】

○ 公共測量の実施

耕地課

○ 落札者等の決定

監理課

○ 一般競争入札の実施

用度課

〃  
【企 業 局】

○ 令和六年度社会人経験者等対象の岡山県  
職員採用試験の実施  
【人事委員会】

総務企画課

〃

〃

〃

〃

人事委員会

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。  
令和七年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条の二第一号中「第三号及び第四号において」を「以下」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 文書管理システム 電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄、移管その他文書等の管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。

五 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により電子文書の決裁を行う方法をいう。

第二条に次の一項を加える。

2 文書等の処理は、文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、総務学事課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

第六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 文書管理システムの運用に係る課内の基本的な設定に関すること。

第九条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書」を「文書等」に、「の各号の」を「に掲げる」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「文書」を「文書等」に改める。

第十一条中「文書は」を「文書等は」に改め、同条第三号、第五号及び第八号中「文書」を「文書等」に改める。

第十三条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「関わらず」を「かわらず」に改める。

第十六条中「收受した文書等」の下に「電子文書を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第二号中「別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入する」を「電子文書に変換し、所要事項とともに文書管理システムに登録する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子文書への変換に適しない文書として総務学事課長が定めるものについては、その登録を省略することができる。

第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 別に定める措置をとるものを除き、総務学事課長が前号本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十六条の二第二項中「又は別に定める措置をとるもの」を削り、「文書管理台帳に所要事項を記入」を「電磁的記録として取り込み、所要事項とともに文書管理システムに登録」に、「前条第三号及び第四号」を「前条第四号及び第五号」に改め、同項に次の一項を加える。

3 別に定める措置をとるものを除き、総務学事課長が前号本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳に所要事項を記入するものとする。

第十七条中「第十六条第三号」を「第十六条第四号又は前条第二項」に改める。

第十八条第一項中「事務の処理に当たっては」を「総務学事課長が前項の規定により難いと認めた場合は」に、「しなければならぬ」を「するものとする」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「簡易」を「軽易」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事務の処理は、事務担当者が、処理期限等所要事項及びその処分案を文書管理システ

ムに登録して、電子決裁により行わなければならない。

第十八条の二を削る。

第十九条中「第十八条」を「前条」に、「処分案」を「処分案が登録された電子文書又は処分案」に、「以下」を「以下の条から第二十二条まで及び第二十七条において」に改め、「、字句を添削したときは、これに認印を押さ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 起案文書の文案は、起案用紙を用いて起案を行う場合であつて、字句を添削したときは、これに認印を押さなければならない。

第二十条第一項中「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「は起案用紙の取扱区分欄に、第四号から第六号までに掲げるものは起案用紙の発送区分欄に、それぞれ」を「は、」に、「記入」を「文書管理システムに登録」に改め、同条第二項中「赤色の付箋を起案用紙の上部に」を「文書管理システムを用いて起案を行う場合にあつては至急の取扱いを文書管理システムに登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあつては起案用紙の上部に赤色の付箋を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の起案文書のうち起案用紙によるものは、前項各号に掲げる取扱いの区分に応じ、当該各号に定める取扱いの種類を起案用紙の取扱区分欄及び発送区分欄に記入しなければならない。

第二十一条第二項中「起案文書」の下に「のうち起案用紙によるもの」を加える。

第二十四条中「未処理文書」の下に「のうち起案用紙によるもの」を加える。

第二十五条第一項中「完結文書」の下に「電子文書を含む。第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条において同じ。」を加え、同条第二項中「完結文書」の下に「のうち電子文書以外のもの」を加える。

第二十六条中「文書管理台帳」を「文書管理システム等」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(發送文書の処理)

第二十七条 決裁を受けた文書等のうち發送文書については、主務課において文書管理システムに文書番号等所要事項を登録しなければならない。ただし、総務学事課長がこれにより難いと認めた場合は、文書發送番号簿(様式第七号)に所要事項を記入するものとする。

2 發送文書が起案用紙による起案文書に係るものときは、起案用紙に文書番号及び施行年月日を記入しなければならない。

第二十八条第二号中「起案用紙」を「文書管理システムに校合者情報を登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあつては、起案用紙」に改める。

第二十九条中「ために文書を提示された」を「ための申請があつた」に改める。

第三十一条の二第三項を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(保存年限の特例)

第三十三条の二 電子文書に変換した文書については、引き続き保存を要するものを除き、一年未満の保存年限を設定できるものとする。

第三十四条に次のただし書を加える。

ただし、保存年限が一年未満の完結文書については、当該文書を作成し、又は取得した日から起算する。

第三十五条第一項第一号中「編冊」を「文書の編冊」に改め、同項第三号中「編冊の題名」を「簿冊名(「編冊の題名」をいう。）」に改める。

第三十五条の二を次のように改める。

(電子文書の保存)

第三十五条の二 電子文書（電子メールを含む。）は、軽易なものを除き、文書管理システムに記録して保存するものとする。ただし、別に定めるもののほか、文書管理者が定める記録媒体に記録して保存する場合は、この限りでない。

第三十六条第一項中「の文書目録」を「及び前条の規定により文書管理システムに記録して保存する電子文書の文書目録（簿冊管理表）」に改め、同条第二項中「文書目録」の下に「（簿冊管理表）」を加える。

第三十八条第一項中「保存文書引継書」を「文書目録（保存文書引継書）」に改める。

第四十二条第一項中「文書」を「文書等」に、「印影」を「、電子文書以外の文書等」については、「印影」に改め、同条第三項中「文書に」を「文書等に」に、「廃棄文書一覧表」を「文書目録（廃棄文書一覧表）」に改め、同条第四項を削る。

第四十三条中「廃棄文書一覧表」を「文書目録（廃棄文書一覧表）」に改める。

様式第十五号中「レム~~ム~~」を「~~レ~~ム~~ム~~」に、「レム~~ム~~」を「~~レ~~ム~~ム~~」に改め、「レム~~ム~~」を削る。

様式第十六号中「~~レ~~ム~~ム~~」を「~~レ~~ム~~ム~~」に、「レム~~ム~~」を「~~レ~~ム~~ム~~」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和七年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の岡山県庁文書規程の規定は、令和七年度以降に完結する文書から適用し、令和六年度以前に完結する文書については、なお従前の例による。ただし、この訓令による改正後の同規程第三十三条の二の規定は、令和六年度以前に完結する文書についても適用する。

3 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県庁文書規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎ 岡山県訓令 第一号  
岡山県警察訓令

庁 出 警  
中 先 察  
一 機 本  
般 関 部

岡山県公印管守規程 [ 令和四年 岡山県訓令 第一号 ] の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太  
岡山県警察本部長 河 原 雄 介

- 第八条第一項中「押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え」を「岡山県庁文書規程第一条の二第一項第四号に規定する文書管理システムにより」に、「提示」を「申請」に改め、同条第二項中「起案文書に認印を押さなければ」を「文書管理システムに承認の登録をしなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 総務学事課長が第一項の規定により難いと認めた場合は、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印取扱者に提示して審査を受けなければならない。
- 4 公印取扱者は、前項の規定による公印の使用を適当と認めるときは、起案文書に認印を押さなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和七年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の岡山県公印管守規程の規定は、令和七年度以降に完結する文書から適用し、令和六年度に完結する文書については、なお従前の例による。

〔四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備蓮池地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備蓮池地区）計画書
- 三 縦覧の期間  
令和七年一月二十八日から同年二月十八日まで
- 四 縦覧の場所  
倉敷市真備支所

〔四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都窪郡早島町全域	測量区域
公共測量（3D都市モデル作成）	測量の種類
令和七年一月二十日から同年三月三十一日まで	測量期間

# 令和7年1月28日 岡山県公報 第12671号

〔四二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。  
令和七年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量  
ノート型パーソナルコンピュータ（教育庁分） 六百九式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局用度課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日  
令和六年十一月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地  
株式会社大塚商会 広島支店  
広島県広島市中区中町八一―一二  
落札金額
- 五 五五、九二五、八七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇八四、一七〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札公告日  
令和六年十月八日



◎岡山県企業局公告第三号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年一月二十八日

岡山公営企業総理事 長 岡 田 隆 一

1 調達内容

(1) 購入等件名  
岡山県企業局施設で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における使用 予定電力量
西之浦浄水場	倉敷市連島町西之浦5912-3	16,269,000kWh
鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	16,461,000kWh
西阿知取水場	倉敷市西阿知町西原	315,000kWh
塩生加圧ポンプ場	倉敷市児島塩生2767-79	564,000kWh
船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746-2	7,167,000kWh
笠岡浄水場	笠岡市金浦454	4,725,000kWh
発電総合管理事務所	岡山市北区芳賀5314	300,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の7施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考価金額の7施設分の合計金額をもって、入札に付することとし、消費税及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がA又はBであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の

契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものと又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7537

FAX (086) 221-8173

(2) 申請書の提出期限

令和7年2月25日（火） 午後5時

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県企業局総務企画課経理班

電話 (086) 226-7543

FAX (086) 223-2584

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年1月28日（火）から同年2月25日（火）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県企業局のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/site/14/>）からダウンロードすることができる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月10日(月) 午後5時

イ 場所

上記4(1)の場所とする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年2月25日(火)午後5時までに、4(1)の場所に郵送等により提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特記事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、岡山県企業局は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity for Public Enterprises Bureau  
45,801,000kWh

(2) Delivery period :  
From 1 April, 2025 through 31 March, 2028

(3) Delivery place :  
Nishinoura Water Purification Plant  
5912-3 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi  
Tsurushinden Water Purification Plant  
1200 Tsurushinden, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi  
Nishiachi Water Intake Station  
Nishibara, Nishiachi-cho, Kurashiki-shi  
Shionasu Pressure Pump Station  
2767-79 Kojimashionasu, Kurashiki-shi

Funao Irrigation Pumping Station  
746-2 Funao, Funao-cho, Kurashiki-shi  
Kasaoka Water Purification Plant  
454 Kanaura, Kasaoka-shi

Power Plant General Management Office  
5314 Haga, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :  
by mail 5:00 P.M. 10 March, 2025

(5) Contact point for the notice :  
General Affairs and Planning Division, Public Enterprises Bureau,  
Okayama Prefectural Government,  
1-7-36 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,  
703-8278, Japan

TEL 086-226-7543 (direct dialing)  
FAX 086-226-2584

◎岡山県企業局公告第四号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年一月二十八日

岡山県企業局課長 中 田 隆 一

1 調達内容

- (1) 購入等件名  
岡山県企業局亀島配水場で使用する電気の調達
- (2) 仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における使用予定電力量
亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1-37	6,952,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年間の参考価格金額をもって、入札に付することとし、消費税及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がA又はBであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登

録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7537

FAX (086) 221-8173

(2) 申請書の提出期限

令和7年2月25日（火） 午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県企業局総務企画課経理班

電話 (086) 226-7543

FAX (086) 223-2584

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年1月28日（火）から同年2月25日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県企業局のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/site/14/>）からダウンロードすることができる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月10日（月） 午後5時

イ 場所

上記4(1)の場所とする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年2月25日（火）午後5時までに、4(1)の場所に郵送等により提出

しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約における特記事項  
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、岡山県企業局は、この契約を解除することができるものとする。

- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity for Public Enterprises Bureau  
6,952,000kWh
- (2) Delivery period :  
From 1 April, 2025 through 31 March, 2026
- (3) Delivery place :  
Kamejima Water Distribution Station  
1-37 Mizushimaminamikamejima-cho, Kurashiki-shi
- (4) Time limit for tender :  
by mail 5:00 P.M. 10 March, 2025
- (5) Contact point for the notice :  
General Affairs and Planning Division, Public Enterprises Bureau,  
Okayama Prefectural Government,  
1-7-36 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

703-8278, Japan  
TEL 086-226-7543 (direct dialing)  
FAX 086-226-2584

◎岡山県人事委員会公示第一号

令和六年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和七年一月二十八日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名程度	知事部局（本庁、県民局等）等において一般行政事務に従事する。

二 受験資格

昭和五十九年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十九年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

行政	試験区分	種目	職務能力試験	論文試験	適性検査	資格加点	内容	分野
								資格・免許・検定
							基礎的な職務能力について択一式による筆記試験を行う。	語学
							表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	英語
							性格、心理等について検査を行う。	級以上
							七の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技術及び知識について行う。	実用英語技能検定（英検）準一



情報	語学	分野	期	間	<p>なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。</p>	<p>経営支援・会計 計</p> <p>日商簿記検定試験一級 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</p>	<p>情報</p> <p>経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者</p>	<p>韓国語</p> <p>韓国語能力試験四級以上</p>	<p>中国語</p> <p>中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上</p>	<p>TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上</p>

# 令和7年1月28日 岡山県公報 第12671号

## 2 第二次試験

行政	口述試験	試験区分種目	内容
		グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和七年三月二十三日 (日曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

### 2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年四月二十六日(土曜日) から同月二十七日(日曜日)までのうち指定する日(第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年三月三十一日(月曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年五月下旬	合格者の受験番号

## 六 採用及び採用後の給与

### 1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者(岡山県知事をいう。以下同じ。)からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年六月以降とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和七年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和七年一月二十八日（火曜日）から同年二月二十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。